

役員功労金に関する内規

1991年4月1日

目次

第1条 学校法人京都橘学園の理事および監事（以下「役員」という。）に対する功労金について、以下のよう定める。

第2条 功労金は役員退任時に支給する。

第3条 この内規に関する事務の主管は人事課とする。

第4条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会において行う。

附則

第1条 学校法人京都橘学園の理事および監事（以下「役員」という。）に対する功労金について、以下のよう定める。

(1) 非常勤の役員に対する功労金

在任期間	金額
役員在任10年未満	300,000
役員在任10年以上	500,000
役員在任20年以上	1,000,000

(2) 専任教職員の役員に対する功労金

役職名	在任期間	加算率	備考
理事長	1年	本俸×1.0	上限を500万円とする (再任の場合は通算して上記の範囲内とする)
役員	1年	本俸×0.7	

* ここでいう本俸とは、本俸または役員報酬とする。

* 本俸月額が60歳給を上限とする。

(3) 削除

2 役員在任期間において1年に満たない期間がある場合は、当該期間を1年として計算する。

第2条 功労金は役員退任時に支給する。

2 専任教職員の役員は、退職時において、退職手当に加算して支給する。

第3条 この内規に関する事務の主管は人事課とする。

第4条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会において行う。

附則

本内規は、1991年4月1日より施行する。

附則

本内規は、1993年3月30日より施行する。

附則

本内規は、1994年10月1日より施行する。

附則

本内規は、2001年4月1日より施行する。

附則

本内規は、2005年4月1日より施行する。

附則

本内規は、2007年10月22日より施行する。

附則

本内規は、2010年4月1日より施行する。

附則

本内規は、2012年4月1日より施行する。

2 ただし、2011年4月1日現在で在職する専任教職員のうち、この内規の施行前内規による支給対象者は2012年3月末日における功労金額を確定し、その退職時に退職手当に加算して支給する。

附 則

本内規は、2019年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2021年4月1日から施行する。

附 則

本内規は、2025年4月1日から施行する。